

宮 城 県 公 報

令和 7 年 6 月 6 日（金）
定期第 606 号

目 次

告示

- 保育士登録業務に係る手数料の徴収事務の委託（子育て社会推進課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 特定計量器の定期検査の実施（産業立地推進課）
- 農業振興地域の変更（2 件）（農業振興課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 都市計画の変更（4 件）（都市計画課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（広報課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（選挙管理委員会事務局）

宮城県告示第 383 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
東京都千代田区麹町 1 丁目 6 番地 2
社会福祉法人日本保育協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
保育士登録業務に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411600182	ポラリス富谷センター 富谷市大清水 2 丁目 22 番 1	就労移行支援・就労 継続支援 B 型・就労 定着支援	株式会社みらい総合福祉	令和 7 年 6 月 1 日

宮城県告示第 385 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和 7 年 7 月 9 日	七ヶ宿町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	七ヶ宿町役場公用 車庫
同 7 月 14 日	川崎町	全域	午前 10 時から正午まで	川崎町役場西庁舎 一階車庫
同 7 月 15 日	蔵王町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	蔵王町ふるさと文 化会館（ございん ホール）
同 7 月 16 日	柴田町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	槻木生涯学習セン ター
同 7 月 22 日	大河原町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	大河原町役場北公 用車庫
同 7 月 23 日	大河原町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで	大河原町役場北公 用車庫
同 7 月 28 日	利府町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時まで	仙台農業協同組合 東部営農センター
同 7 月 29 日	利府町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時まで	仙台農業協同組合 東部営農センター
同 8 月 4 日	大郷町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	大郷町開発センタ ー
同 8 月 5 日	大郷町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	大郷町開発センタ ー
同 8 月 20 日	松島町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	松島町文化観光交 流館
同 8 月 22 日	村田町	全域	午前 10 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	村田町中央公民館

宮城県告示第386号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、昭和 47 年宮城県告示第 265 号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊のとおり

宮城県告示第387号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、昭和 48 年宮城県告示第 106 号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

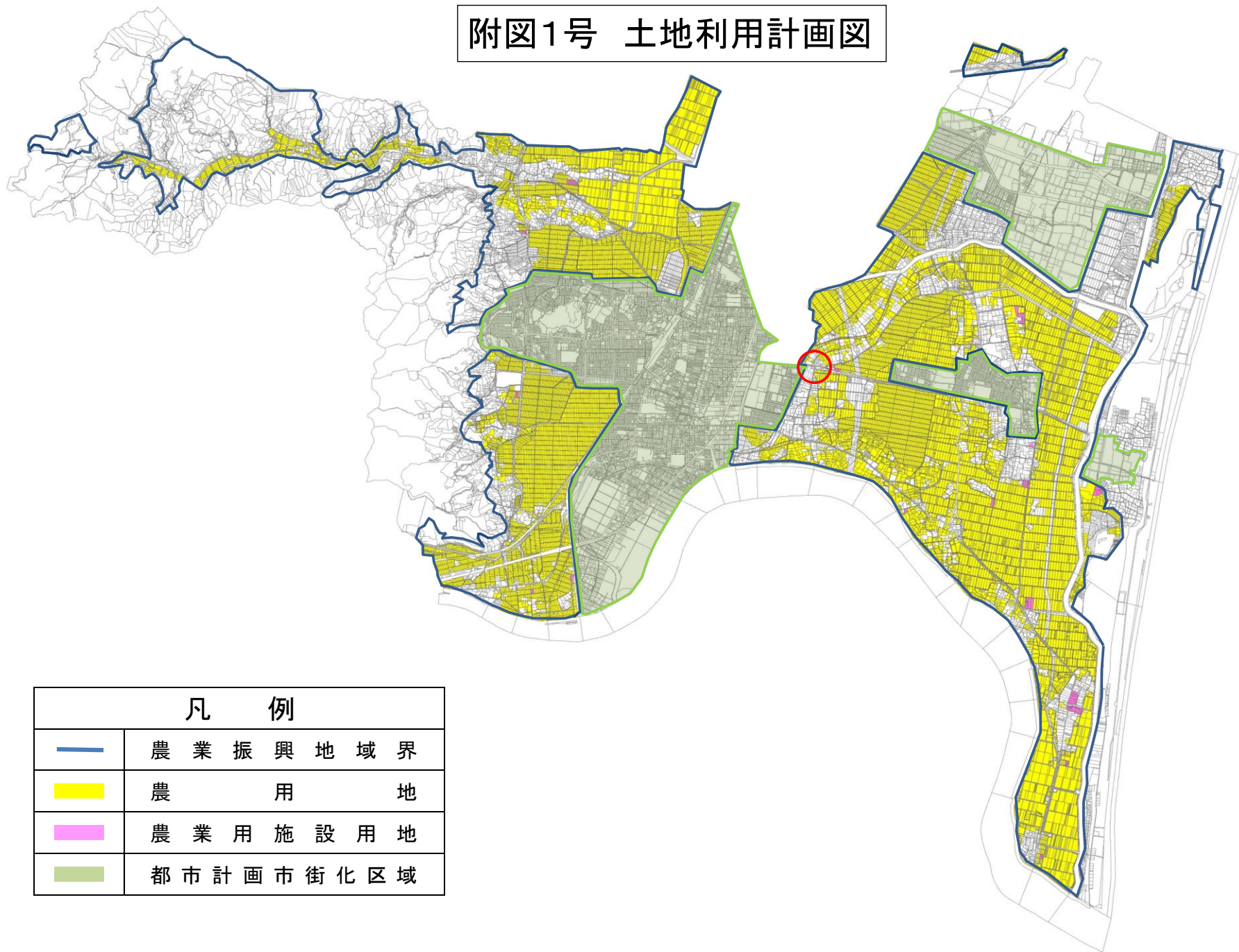
令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

次の平面図のとおり

附図1号 土地利用計画図



凡 例

	農 業 振 興 地 域 界
	農 用 地
	農 業 用 施 設 用 地
	都 市 計 画 市 街 化 区 域

農業振興地域の変更状況図

県道岩沼海岸線地線

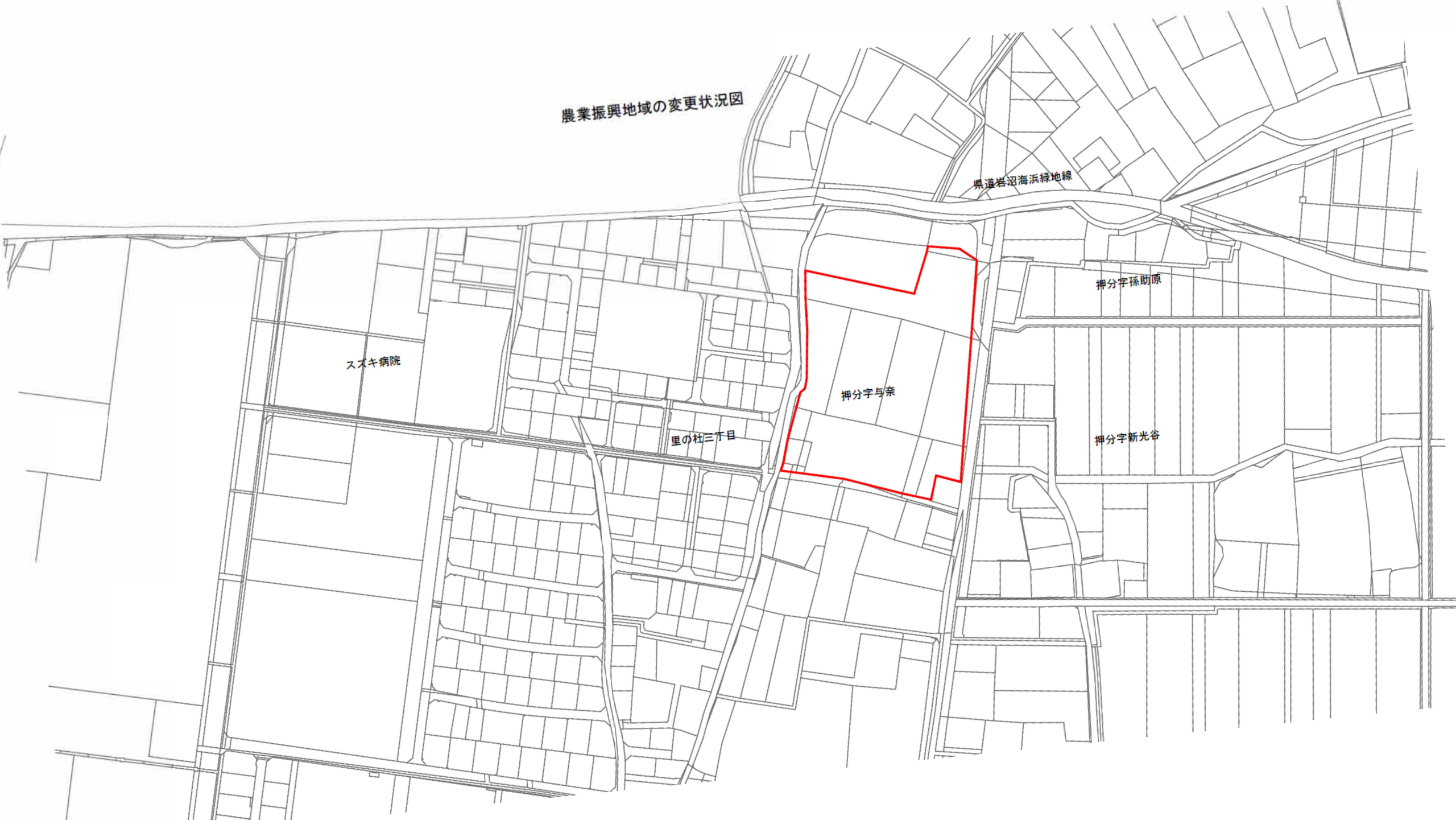
押分字孫助原

スズキ病院

押分字与奈

里の杜三千目

押分字新光谷



宮城県告示第388号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 6 月 6 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 河南登米線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市豊里町白鳥 1 番 18 地先から 同市豊里町白鳥山 103 番 4 地先まで	前	A	4. 0～16. 4	375. 3
		B	12. 0～32. 8	434. 3
	後	A	—	—
		B	12. 0～27. 0	434. 3

宮城県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和7年6月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

名取市 増田字大畔、同字猫塚、同字関下、飯野坂字小揚場、同字南沖及び同字北沖の各一部
高館吉田字前沖、手倉田字堰根、同字諏訪及び愛島塩手字下田の各一部

岩沼市 押分字与奈、同字志引、同字孫助原、同字新光谷及び里の杜三丁目の各一部

富谷市 西成田上八百刈、西成田郷田一番、西成田郷田二番、西成田郷田三番、西成田追分、西成田下地藏堂前、西成田榎町、西成田竹ノ下一番、西成田竹ノ下二番及び西成田南田の各一部、西成田山ノ神の全部、穀田土間沢二番、穀田三百刈、穀田岩下、穀田角力沢、穀田菅ノ沢及び穀田花ノ沢の各一部、穀田石沢の全部

宮城県告示第390号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、河北都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
河北都市計画区域の全域

宮城県告示第391号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
石巻広域都市計画区域の全域

宮城県告示第392号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
石巻広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
女川町 女川浜字大原および大原の各一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和7年6月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 広報紙「みやぎ県政だより」配布業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
総務部広報課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年4月15日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
仙台市長 郡 和子 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
- 5 契約金額 47,438,508円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
防災ヘリコプター用レスキューホイス ト 1 台
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 10 年 3 月 31 日 (金)
- (4) 納入場所 宮城県防災ヘリコプター管理事務所
(宮城県岩沼市空港西一丁目 15 番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による廃止前の和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成 20 年 11 月 1 日施行) 別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- イ 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役

員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335)へ令和7年6月19日(木)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022—211—3333)

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交

付を希望する場合は、令和 7 年 6 月 19 日（木）まで（2）あて申し出る
こと。

（4） 一般競争入札参加資格審査

イ システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に
参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和 7 年 6 月
19 日（木）午前 9 時から令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時までの間に必
要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなけ
ればならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しよう
とする者は、入札説明書に定めるところにより令和 7 年 6 月 30 日（月）
午後 5 時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受
けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明
を求められた場合は、これに応じなければならない。

（5） 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 9 時から令和 7 年 7 月 15 日（火）
午後 5 時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

（イ） 日時 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時

（ロ） 場所 （2）に同じ

（ハ） 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（イ）の日時ま
でに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札
場所へ提出できるものとする。

（ニ） 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつて
も受理しない。

（6） 開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 16 日（水）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98
条の規定による。

（3） 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

（4） 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない
者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札
は、無効とする。

（5） 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額
の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured: Rescue hoist for a disaster prevention helicopter (1 set)
- (2) Deadline for Delivery: March 31, 2028(Fri.)
- (3) Place of Delivery: Miyagi Prefecture Disaster Prevention Helicopter Management Office
- (4) Deadline for Bid Submission: July 15, 2025 (Tue.), 5:00P.M.
- (5) Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
Tel.: 022-211-3333
- (6) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

宮城県教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年6月6日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

1 日 時 令和7年6月11日 午後1時

2 場 所 教育委員会会議室

3 事 件

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

第2号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

宮選管告示第 42 号

平成 7 年宮選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
仙台市旭ヶ丘保育所	同 市青葉区旭ヶ丘 4 丁目 34 番 34 号	仙台市旭ヶ丘保育所	同 市青葉区旭ヶ丘 4 丁目 34 番 34 号
		<u>仙台市折立保育所</u>	<u>同 市青葉区折立 3 丁目 5 番 21 号</u>
仙台市桜ヶ丘保育所	同 市青葉区桜ヶ丘 8 丁目 1 番 2 号	仙台市桜ヶ丘保育所	同 市青葉区桜ヶ丘 8 丁目 1 番 2 号
[略]	[略]	[略]	[略]
南光台東集会所	同 市泉区南光台東 1 丁目 49 番 8 号	南光台東集会所	同 市泉区南光台東 1 丁目 49 番 8 号
		<u>南光台東二丁目集会 所</u>	<u>同 市泉区南光台東 2 丁目 7 番 8 号</u>
加茂一丁目集会所	同 市泉区加茂 1 丁 目 20 番地の 3	加茂一丁目集会所	同 市泉区加茂 1 丁 目 20 番地の 3
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。